

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)」に対する意見募集について

令和7年7月31日

環境省地球環境局地球温暖化対策課

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」(同条第3項で規定)の算定方法の見直しについて、令和7年6月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において議論を行ったところです。

これを踏まえ、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)について、所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、改正案について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)(概要)

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 環境省地球環境局地球温暖化対策課にて配布

3. 意見募集期間

令和7年7月31日(木)～令和7年8月29日(金) 必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法(電話等)による御意見の御提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の「意見募集案件」の一覧から「『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)』に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領(提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力」へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力フォーム」より御提出ください。

<電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合の記入項目>

〔1〕 氏名(法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)

〔2〕 連絡先(郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)

〔3〕 御意見の概要

御意見が100字を超える場合は、御意見の概要(100字以内)も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔4〕 御意見及び理由

「『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)』に対する意見募集について」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

(2) 郵送の場合

別紙の意見提出様式(A4用紙)をダウンロードし、当該様式に沿って御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)』に対する意見」と記載してください。

<提出先>

- ・〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局地球温暖化対策課
- ・「『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)』に対する意見募集」担当宛て

(注意事項)

・ 1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・ 皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

5. 留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)」と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上